

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定によつて、広島圏都市計画都市再開発の方針を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定によつて、都市計画の案を縦覧に供する。

なお、この都市計画の案については、縦覧期間満了の日まで広島県に意見書を提出することができる。

令和八年九月十四日

広島県知事 横 田 美 香

一 都市計画の種類及び名称

広島圏都市計画都市再開発の方針

二 都市計画を定める土地の区域

大竹市の一部、廿日市市の一部、府中町の一部、海田町の一部、呉市の一部

三 都市計画の案の縦覧場所

広島県土木建築局都市計画課

大竹市建設部都市計画課

廿日市市建設部都市計画課

府中町建設部都市整備課

海田町建設部まちデザイン課

呉市都市部都市計画課

四 縦覧期間

令和八年九月十四日から令和八年十月一日まで